

○新旧対照表（愛媛県工事執行事務取扱規程細則）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記参考様式（第2条関係）</p> <p>(その1) 単体発注</p> <p>2 (9) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>当該監理技術者が法第26条第3項第1号又は第2号の規定による</u></p> <p>_____場合は、専任は要しない。</p>	<p>別記参考様式（第2条関係）</p> <p>(その1) 単体発注</p> <p>2 (9) 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>法第26条第4項に規定する特例監理技術者の配置にあたり、次のウの要件を満たす監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。）を専任で配置することができる場合は、専任は要しない。</u></p>
<p>別記参考様式（第2条関係）</p> <p>(その2) 共同企業体発注</p> <p>2 (2) ス 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>当該監理技術者が法第26条第3項第1号又は第2号の規定による</u></p> <p>_____場合は、専任は要しない。</p>	<p>別記参考様式（第2条関係）</p> <p>(その2) 共同企業体発注</p> <p>2 (2) ス 次の要件を全て満たす監理技術者を専任で配置することができる者であること。ただし、<u>法第26条第4項に規定する特例監理技術者の配置にあたり、次の(ウ)の要件を満たす監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。）を専任で配置することができる場合は、専任は要しない。</u></p>

附 則

本細則は、令和7年2月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用））

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
省略	省略
1～20 省略	1～20 省略
21 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格4,500万円以上（建築一式工事にあっては <u>9,000万円以上</u> ）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合（以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。）を含む。）にあっては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする（やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。）。	21 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格4,000万円以上（建築一式工事にあっては <u>8,000万円以上</u> ）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合（以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。）を含む。）にあっては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする（やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。）。
22 省略	22 省略
23 (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,500万円以上（建築一式工事にあっては <u>9,000万円以上</u> ）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。 (2) 請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあっては <u>9,000万円未満</u> ）の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。	23 (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,000万円以上（建築一式工事にあっては <u>8,000万円以上</u> ）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。 (2) 請負代金額4,000万円未満（建築一式工事にあっては <u>8,000万円未満</u> ）の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。
24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあっては、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定は適用しない。	24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあっては、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定は適用しない。
25 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者（建設業法第26条第3項第2号の規定による場合）は、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐）又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とすること。ただし、やむを得ない事情により、	25 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者（建設業法第26条第3項第2号の規定による場合）は、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐）又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とすること。ただし、やむを得ない事情により、

行政経営課が認めた場合はこの限りでない。

26~35 省略

別記様式 省略

行政経営課が認めた場合はこの限りでない。

26~35 省略

別記様式 省略

○新旧対照表（工事請負契約書）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
頭書 省略	頭書 省略
第1条～第9条 省略	第1条～第9条 省略
第10条(1)～(3) 省略	第10条(1)～(3) 省略
(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）	(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項 <u>ただし書</u> に規定する者をいう。以下同じ。）
(5)・(6) 省略	(5)・(6) 省略
2～6 省略	2～6 省略
第11条～第64条 省略	第11条～第64条 省略

○新旧対照表（愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条～第6条 省略	第1条～第6条 省略
第7条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者( _____ 監理技術 者補佐 <u>を含む</u> )又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技 術者を配置することを要しない。	第7条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者(特例監理 技術者を配置する場合は、当該特例監理技術者及び監理技術 者補佐 _____ )又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技 術者を配置することを要しない。
第8条～第11条 省略 (別紙1)	第8条～第11条 省略 (別紙1)
※1～3 省略	※1～3 省略
※4 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技 術者(監理技術者補佐 <u>を含む</u> )及び現場代理人並びに担当技術者 を配置することを要しない。	※4 契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技 術者 _____ 及び現場代理人並びに担当技術者 を配置することを要しない。
※5 省略 (別紙2)	※5 省略 (別紙2)
第1条～第5条 省略	第1条～第5条 省略
第6条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者( _____ 監理技術 者補佐 <u>を含む</u> )又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技 術者を配置することを要しない。	第6条 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者(特例監理 技術者を配置する場合は、当該特例監理技術者及び監理技術 者補佐 _____ )又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技 術者を配置することを要しない。
第7条 省略	第7条 省略

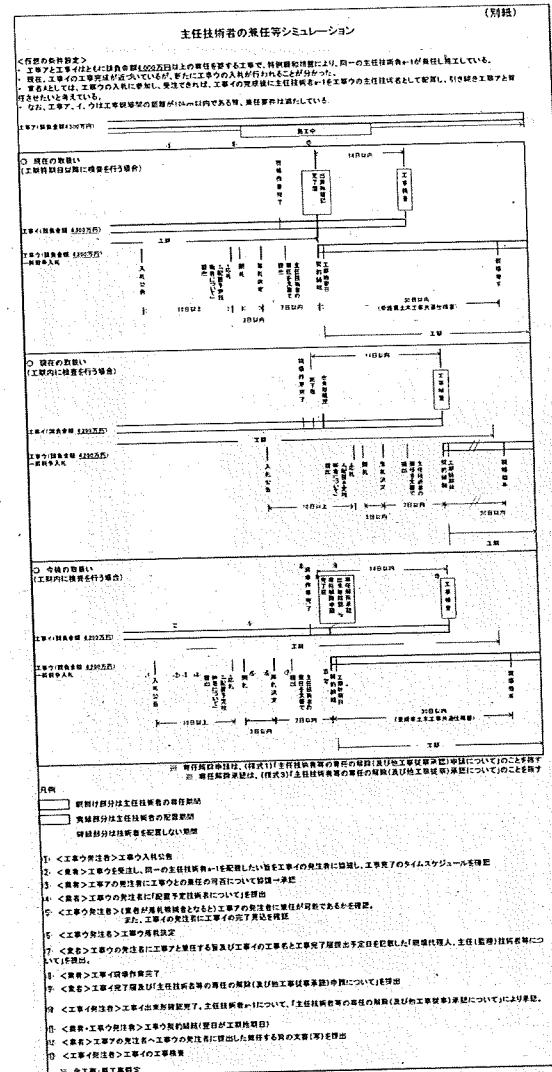
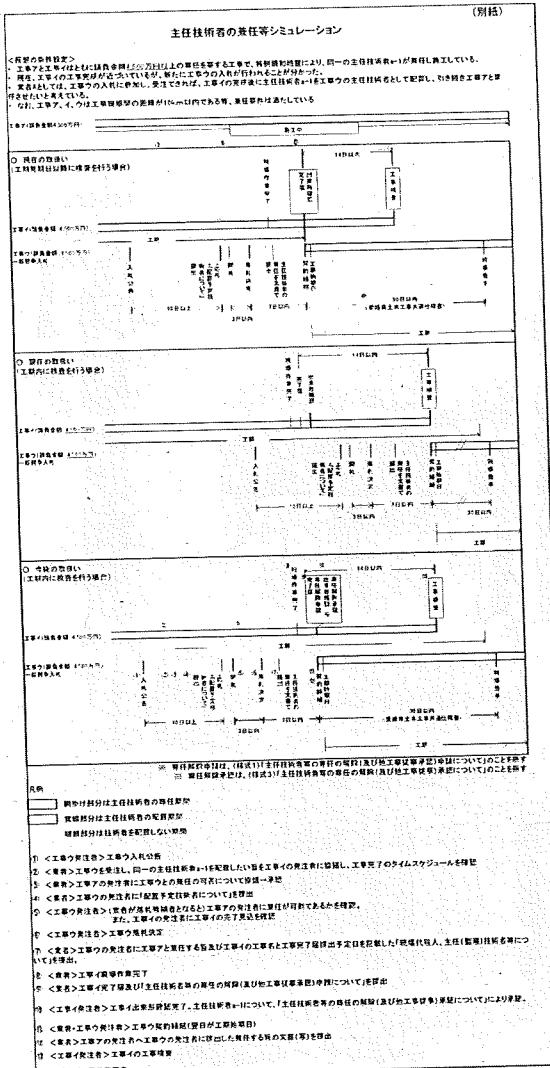
附則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

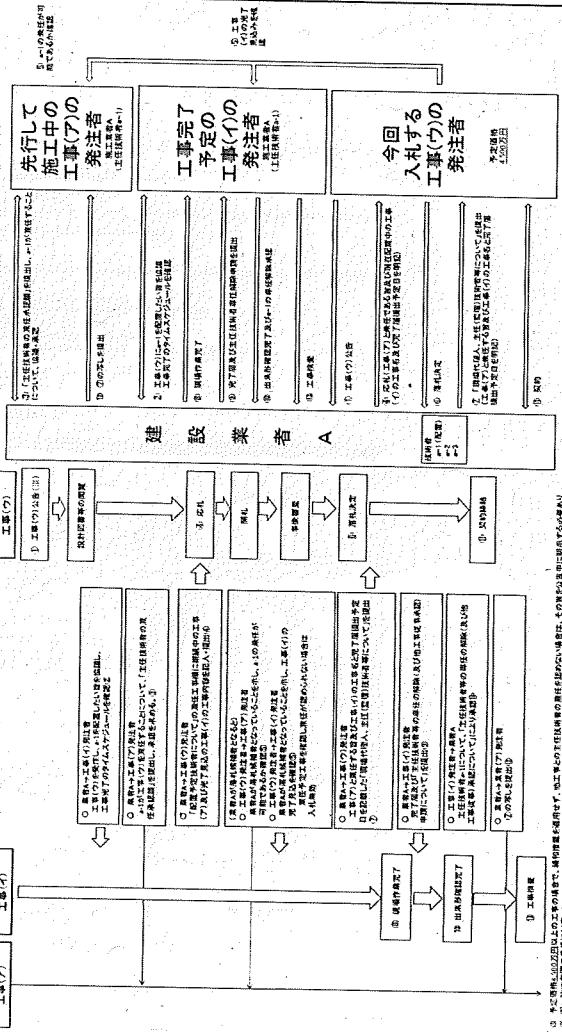
○新旧対照表（工事完成時における主任（監理）技術者の専任及び現場代理人の常駐に係る取扱いについて）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙1)</p> <p>請負金額<u>4,500万円以上</u>（建築一式工事の場合は<u>9,000万円以上</u>）の工事において配置する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、当該工事の契約工期中、専任で配置すべきこととされているが、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合その他これに類する場合などにあっては、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されている。</p> <p>また、工事請負契約約款の規定により当該工事に専任での配置を求める担当技術者についても、上記主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と同様に取り扱っても特段の支障はない。（以下「主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者」を総称して、「主任技術者等」という。）</p> <p>一方、現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡しが完了するまでの間においては、現場管理の必要性から工事現場への常駐を求めているが、主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められる。</p> <p>これらのこと踏まえ、工事の工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うこととする。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>請負金額<u>4,000万円以上</u>（建築一式工事の場合は<u>8,000万円以上</u>）の工事において配置する主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、当該工事の契約工期中、専任で配置すべきこととされているが、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合その他これに類する場合などにあっては、該当する期間を手続上明確にしている限り必ずしも専任を要しないと解されている。</p> <p>また、工事請負契約約款の規定により当該工事に専任での配置を求める担当技術者についても、上記主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と同様に取り扱っても特段の支障はない。（以下「主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐並びに担当技術者」を総称して、「主任技術者等」という。）</p> <p>一方、現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、原則として目的物の引渡しが完了するまでの間においては、現場管理の必要性から工事現場への常駐を求めているが、主任技術者等の専任と同様、工事の完成後事務手続のみが残っている場合など、請負業者が何らかの代替措置を講ずる限りにおいて、必ずしも当該現場代理人の常駐を要しないことがあると認められる。</p> <p>これらのこと踏まえ、工事の工事完成時における主任技術者等の専任及び現場代理人の常駐について下記のとおり取り扱うこととする。</p>

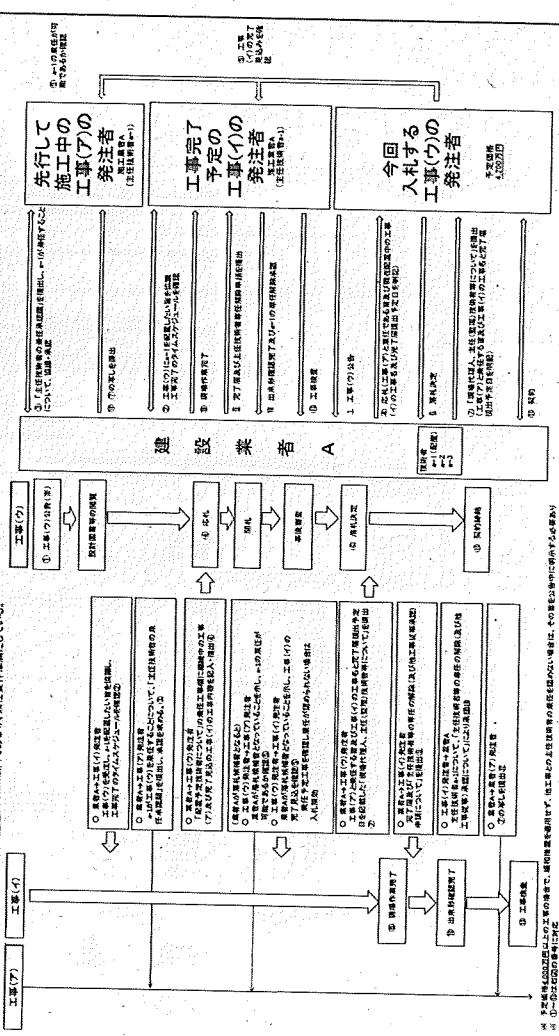


主任技術者の兼任について



主任技術者の兼任について

く問題の本質を定へる。たゞに問題は100万円以上の手数料を要する事で、特許権利保護により、同一の主任技術者が複数社に施工している。



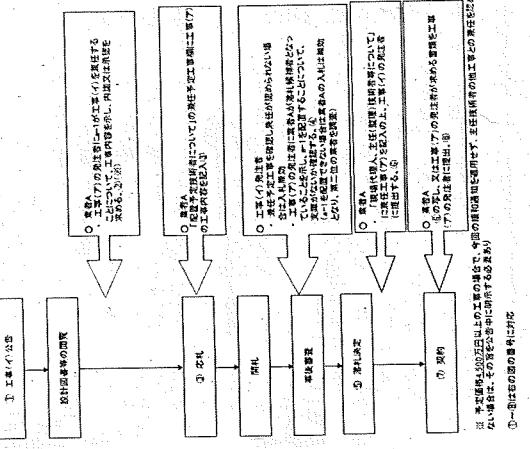
### 一般競争入札の事例1

先行工事(ア)の発注者以外・今回入札者(イ)の発注者が県の場合

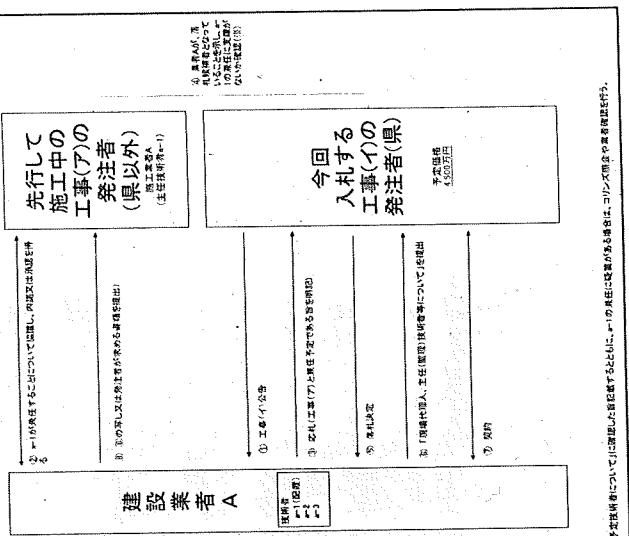
建設業者は建設業者登録簿に登録し、工事アを発注している。

建設業者は発注者の人に申請し、工事アを発注せよとある。

建設業者は発注者の人に申請し、工事アを発注せよとある。



※「記載予定箇所について」に記載した旨を記すとともに、「(イ)の責任に該当がある場合は、コラム規定や要項を記せよ。」



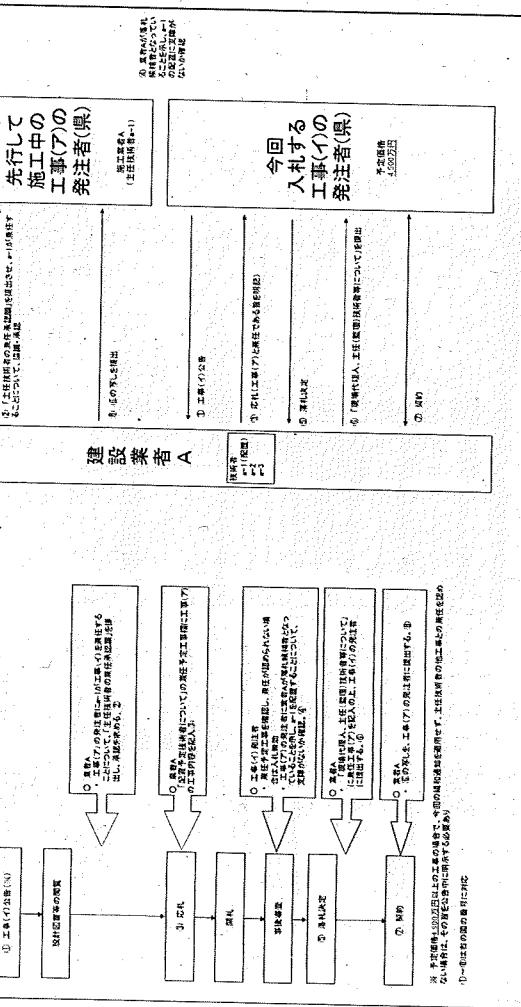
### 一般競争入札の事例2

先行工事(ア)・今回(イ)の発注者が共に県の場合

建設業者Aが先行工事(ア)を発注している。

工事(イ)の実施期間は2023年2月1日から2023年3月31日である。

建設業者Aは、本件を以下のように実施する。



### 別紙2

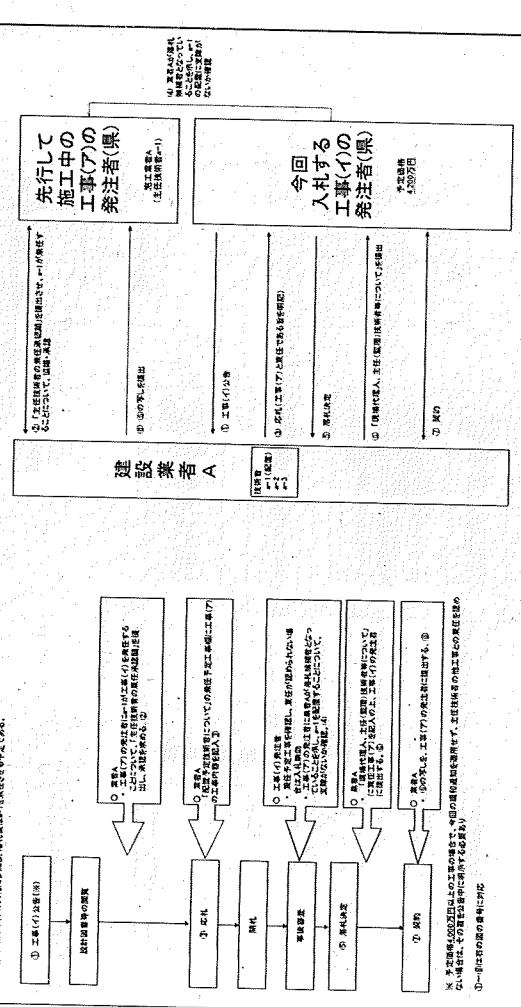
### 一般競争入札の事例2

先行工事(ア)・今回(イ)の発注者が共に県の場合

建設業者Aが先行工事(ア)を発注している。

工事(イ)の実施期間は2023年2月1日から2023年3月31日である。

建設業者Aは、本件を以下のように実施する。



○新旧対照表（現場代理人の設置について）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 省略	1 省略
2 省略	2 省略
3 (1) 現場代理人は契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務付けられていることから、その工事の技術者と兼任することはできますが、通常、他の工事の現場代理人や技術者、営業所 <u>_____</u> 技術者等を兼任することはできません。 しかし、次の要件のいずれかに該当する工事で、兼任の申出があり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任（条件を満たす他工事の現場代理人や非専任又は兼任が認められた技術者を兼ねること）を認めます。 また、年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事をいう。以下同じ。）と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内（一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。）又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができます。 (ただし、①～③の同時適用はできません。)	(1) 現場代理人は契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務付けられていることから、その工事の技術者と兼任することはできますが、通常、他の工事の現場代理人や技術者、営業所 <u>専任技術者</u> を兼任することはできません。 しかし、次の要件のいずれかに該当する工事で、兼任の申出があり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任（条件を満たす他工事の現場代理人や非専任又は兼任が認められた技術者を兼ねること）を認めます。 また、年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事をいう。以下同じ。）と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内（一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。）又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができます。 (ただし、①～③の同時適用はできません。)
現場代理人の常駐義務緩和要件①	現場代理人の常駐義務緩和要件①
○ 全ての工事が請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。 ア・イ 省略	○ 全ての工事が請負代金額4,000万円（建築は8,000万円）未満であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。 ア・イ 省略
現場代理人の常駐義務緩和要件②	現場代理人の常駐義務緩和要件②
○ いずれか又は両方の工事が請負代金額4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（現場間の移動距離が10km以内）を満たす場合は、2件まで兼任を認める。	○ いずれか又は両方の工事が請負代金額4,000万円（建築は8,000万円）以上であり、建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（現場間の移動距離が10km以内）を満たす場合は、2件まで兼任を認める。

現場代理人の常駐義務緩和要件③ 省略  
(2) ~ (4) 省略

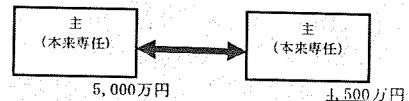
現場代理人の常駐義務緩和要件③ 省略  
(2) ~ (4) 省略

○新旧対照表（現場代理人の常駐義務緩和措置について）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

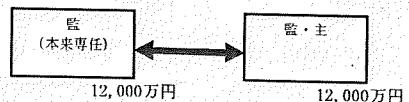
改 正 後	改 正 前
1 省略	1 省略
2 (1) 省略	(1) 省略
ア 全ての工事が請負代金額4,500万円未満（建築一式工事にあっては9,000万円未満）であり、下記の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認めます。 ※ 変更契約を行い、請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。	ア 全ての工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）未満であり、下記の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認めます。 ※ 変更契約を行い、請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。
(ア)・(イ) 省略	(ア)・(イ) 省略
(ア) の参考図 省略	(ア) の参考図 省略
イ いずれか又は両方の工事が請負代金額4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす場合は、2件まで兼任を認めます。なお、この場合においては、アの要件をすべて満たす1件の年間維持工事等に限り、兼任件数に含めないことを認める。	イ いずれか又は両方の工事が請負代金額4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上であり、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす場合は、2件まで兼任を認めます。なお、この場合においては、アの要件をすべて満たす1件の年間維持工事等に限り、兼任件数に含めないことを認める。
(イ)の参考図	(イ)の参考図
現場代理人 兼任の可否	現場代理人 兼任の可否

主任技術者の兼任が認められる工事

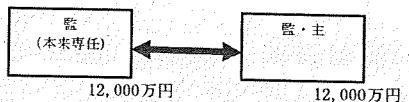


- 2件とも下請額が5,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 2件とも4,500万円以上

監理技術者の兼務が認められる工事

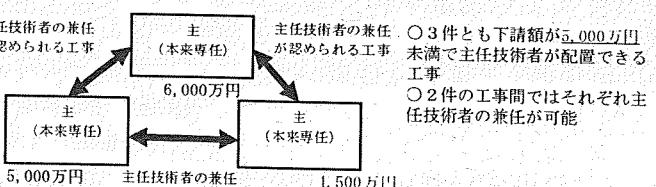


- いずれかの下請額が5,000万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
- 連続する工作物に関する工事に該当する場合



- いずれかの下請額が5,000万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
- 連続する工作物に関する工事に該当しない場合

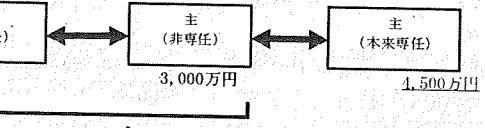
主任技術者の兼任が認められる工事



- 3件とも下請額が5,000万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可能

イの要件で兼任できるのは2件まで

移動距離  
30分以内



主任技術者の兼任  
が認められる工事

- この2件の間では、アの要件により現場代理人の兼任可能
- この2件の間では、イの要件により現場代理人の兼任可能

2 / 3

主任技術者の兼任が認められる工事



- 2件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 2件とも4,000万円以上

監理技術者の兼務が認められる工事



- いずれかの下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
- 連続する工作物に関する工事に該当する場合



- いずれかの下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事
- 連続する工作物に関する工事に該当しない場合

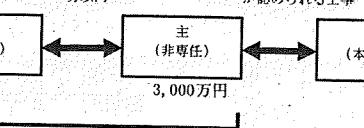
主任技術者の兼任が認められる工事



- 3件とも下請額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可能

イの要件で兼任できるのは2件まで

移動距離  
30分以内



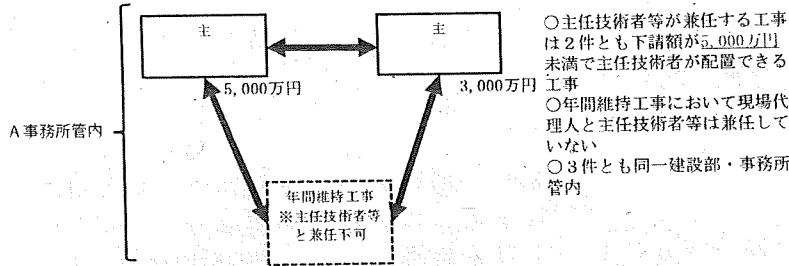
主任技術者の兼任  
が認められる工事

- この2件の間では、アの要件により現場代理人の兼任可能

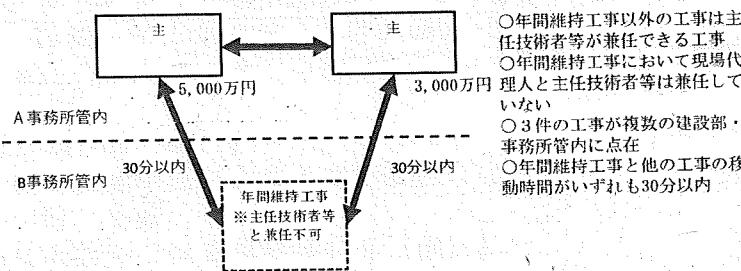
- この2件の間では、イの要件により現場代理人の兼任可能

アとの要件は重複適用不可

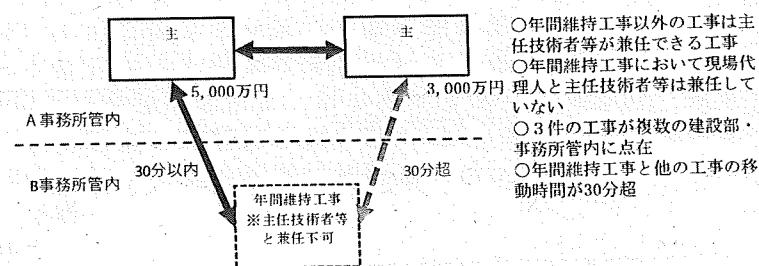
### 主任技術者等の兼任が認められる工事



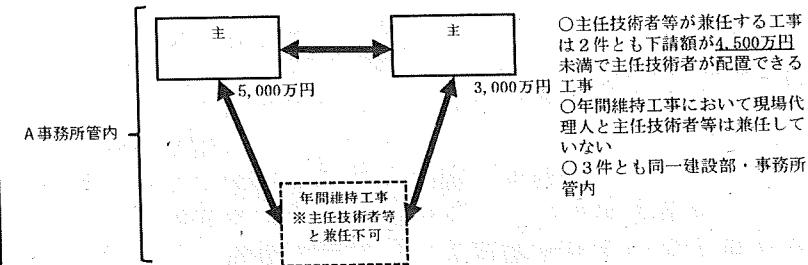
### 主任技術者等の兼任が認められる工事



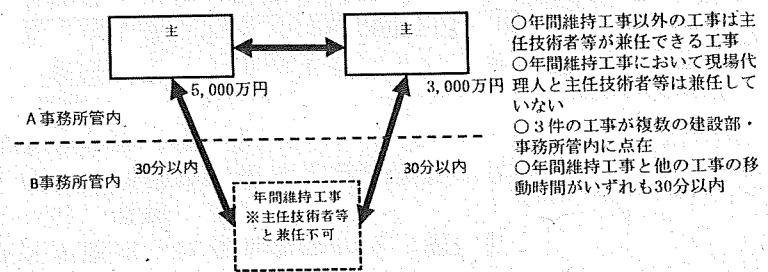
### 主任技術者等の兼任が認められる工事



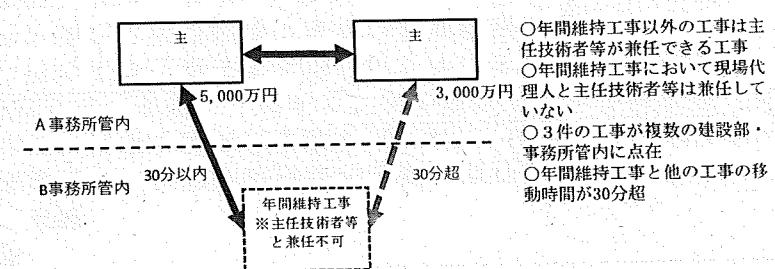
### 主任技術者等の兼任が認められる工事



### 主任技術者等の兼任が認められる工事



### 主任技術者等の兼任が認められる工事



○新旧対照表（現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>&lt;現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①&gt;</p> <p>全ての工事が請負代金額<u>4,500万円未満</u>（建築一式工事にあっては<u>9,000万円未満</u>）であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。ただし、要件を満たす年間維持工事及び冬期路面对策工事（以下「年間維持工事等」といいます。）については、1件に限り兼任件数に含めないことを認める。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1) 省略</p> <p>2 兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が<u>4,500万円以上</u>（建築一式工事にあっては<u>9,000万円以上</u>）の場合は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（下記要件②）を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。</p> <p>ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。</p> <p>&lt;現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②&gt;</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>なお、この場合においては、請負代金額<u>4,500万円未満</u>（建築一式工事にあっては<u>9,000万円未満</u>）で次の要件をすべて満たす年間維持工事等を1件に限り兼任件数に含めないことができます。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められるケース（例）】</p> <p>(1)</p>	<p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>&lt;現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①&gt;</p> <p>全ての工事が請負代金額<u>4,000万円</u>（建築一式工事にあっては<u>8,000万円</u>）未満であり、次の要件を満たす場合は、3件（県工事以外の工事と兼任する場合は2件）まで兼任を認める。ただし、要件を満たす年間維持工事及び冬期路面对策工事（以下「年間維持工事等」といいます。）については、1件に限り兼任件数に含めないことを認める。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められる組み合わせ（例）】</p> <p>(1) 省略</p> <p>2 兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が<u>4,000万円以上</u>（建築一式工事にあっては<u>8,000万円</u>）の場合は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（下記要件②）を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。</p> <p>ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。</p> <p>&lt;現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②&gt;</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>なお、この場合においては、請負代金額<u>4,000万円</u>（建築一式工事にあっては<u>8,000万円</u>）未満で次の要件をすべて満たす年間維持工事等を1件に限り兼任件数に含めないことができます。</p> <p>(ア)・(イ) 省略</p> <p>【兼任が認められるケース（例）】</p> <p>(1)</p>

	請負代金額3,000万円 の 工事(X')(以下、同じ。)	請負代金額4,500万円 の 工事(Y')(以下、同じ。)
主任技術者	B	
現場代理人		A

(2) 省略

【兼任が認められないケース(例)】

(1)・(2) 省略

【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められるケース(例)】

省略

(1)-1

	請負代金額 3,000万円の 工事(X')(以下、 同じ。)	請負代金額 4,500万円の 工事(Y')(以下、 同じ。)	請負代金額 4,500万円未 満の年間維持 工事等(Z') (以下、同じ。)
主任技術者	B		A
現場代理人			

(1)-2・(2)-1 省略

【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められないケース(例)】

(1)-3・(2)-3 省略

	請負代金額3,000万 円の 工事(X')(以下、同じ。)	請負代金額4,000万 円の 工事(Y')(以下、同じ。)
主任技術者	B	
現場代理人		A

(2) 省略

【兼任が認められないケース(例)】

(1)・(2) 省略

【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められるケース(例)】

省略

(1)-1

	請負代金額 3,000万円の 工事(X')(以下、 同じ。)	請負代金額 4,000万円の 工事(Y')(以下、 同じ。)	請負代金額 4,000万円未 満の年間維持 工事等(Z') (以下、同じ。)
主任技術者	B		A
現場代理人			

(1)-2・(2)-1 省略

【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められないケース(例)】

(1)-3・(2)-3 省略

○新旧対照表（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前		
(様式第2号) その3		(様式第2号) その3		
省略		氏名		
職名 該当する□ に印を付す ること。	□監理技術者 □主任技術者	職名 該当する□ に印を付す ること。	□監理技術者 (□法第26条第4項該当) □主任技術者 □監理技術者補佐	
省略		省略		
省略		省略		
専任配置の 特例	□①法第26条第3項第1号該当(専任特例1号関係) ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。 □②法第26条第3項第2号該当(専任特例2号関係) ○他工事との兼任について ・発注機関: (監督員等名: ) ・工事名: ・工事場所: ・工事現場の間隔: km ・請負金額: 円 (契約前) □4,500万円以上 □4,500万円未満 ※建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。 ・工期: 年月日～年月日 ○監理技術者補佐について ・氏名: ・法令による資格・免許: □③・④建設業法施行令第27条第2項該当 □③ ○他工事との兼任について ・発注機関: (監督員等名: )	兼任を予定 している工 事等の有無	各項目ごと に、該当する □に印を付 すこと。	○他工事との兼任 □あり □なし ・発注機関: (監督員等名: )
□あり □ なし (項目ご とに、該當す る□に印を 付するこ と。)				

	<p>・工事名:</p> <p>・工事場所:</p> <p>・工事現場の間隔: km</p> <p>・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 4,500万円以上 <input type="checkbox"/> 4,500万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。</p> <p>・工期: 年月日～年月日</p> <p>※「主任技術者の兼任承認願」を作成すること。</p>
<input type="checkbox"/> ④	※工事一括管理を行う場合は「工事一括管理承諾願」を作成すること。
<u>営業所技術者等との兼任</u> (該当する□に印を付すること。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
兼任に係る 県確認欄	

	<p>・工事名:</p> <p>・工事場所:</p> <p>・工事現場の間隔: km</p> <p>・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 4,000万円以上 <input type="checkbox"/> 4,000万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。</p> <p>・工期: 年月日～年月日</p>
	○営業所の専任技術者との兼任 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
兼任に係る 県確認欄	

注1 本件工事における配置予定技術者が建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)に該当する場合は、職名の項の「□監理技術者」及び「□法第26条第4項該当」の両方に印をすること。この場合、同法第26条第3項ただし書の規定により配置を予定する監理技術者補佐についても、本様式(従事経験の欄を除く。)を作成すること。

2 省略

3 省略

4 省略

5 入札説明書○(○)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、監理(主任)技術者の資格等(請負予定金額4,500万円以上(建築一式工事にあっては9,000万円以上)の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。)及び従事経験を証する書類を提出すること。

6 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者

注1 省略

2 省略

3 省略

4 入札説明書○(○)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、開札後速やかに、監理(主任)技術者の資格等(請負予定金額4,500万円以上(建築一式工事にあっては9,000万円以上)の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。)及び従事経験を証する書類を提出すること。

5 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者

を監理（主任）技術者として配置する場合は、上記4に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類（従事経験の工事の実施工工程表等）を提出すること。

- 6 専任配置の特例を適用する場合は、専任配置の特例の項の「□あり」に印をするとともに、①から④のうち該当する項に印をすること。
- 7 建設業法第26条第3項第1号の規定により監理（主任）技術者の兼任を予定している場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。
- 8 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者の兼任を予定している場合は、専任配置の特例の項を記載すること。

<専任配置の特例の項の記載例>

○他工事との兼任について

・発注機関：○○市（担当課：△△課 089-\*\*\*-\*\*\*\*）

（監督員等名：○○ ○○）

・工事名：市道△△線道路改修工事

・工事場所：○○市△△町□□番地先

・工事現場の間隔：○.○km

・請負金額： 円

（契約前） □4,500万円以上 □4,500万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。

（契約済みの場合は、請負金額を記載すること。）

（契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。）

・工期：●●○年△月□日～○年□月△日

○監理技術者補佐について

・氏名：○○ ○○

・法令による資格・免許：○○○○

- 9 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者

を監理（主任）技術者として配置する場合は、上記5に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類（従事経験の工事の実施工工程表等）を提出すること。

- 7 建設業法施行令第27条第2項の規定により配置予定技術者

の兼任を予定している場合 \_\_\_\_\_  
は、専任配置の特例  
の項 \_\_\_\_\_ を記載するとともに、「主任技術者  
の兼任承認願」を作成し、発注機関から承認を得ること。  
<専任配置の特例 \_\_\_\_\_ の項の記載例>

○他工事との兼任について

- ・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-\*\*\*-\*\*\*\*）  
(監督員等名：〇〇 〇〇)
- ・工事名：市道△△線道路改修工事
- ・工事場所：〇〇市△△町□□番地先
- ・工事現場の間隔：〇.〇km
- ・請負金額：  
(契約前) □4,500万円以上 □4,500万円未満  
※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」

に読み替える。

(契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)

(契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

10 建設業法施行令第27条第2項の規定により同一の監理（主任）技術者による工事の一括管理を予定している場合は、「工事一括管理承諾願」を作成のうえ提出すること。

11 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要がある工事において、営業所技術者等との兼任の項で「□あり」を選択した場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。

12 営業所 \_\_\_\_\_ 技術者等が現場代理人又は法第26条第3項第1号に規定する監理（主任）技術者若しくは同項第2号に規定する監理技術者と兼任することは認められないので、留意すること。

13 監理（主任）技術者の専任配置の特例については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号国

の兼任を予定している場合、又は配置予定技術者が特例監理技術者に該当する場合は、兼任を予定している工事等の有無の項に、当該工事の概要を記載すること。

<兼任を予定している工事等の有無の項の記載例>

- ・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-\*\*\*-\*\*\*\*）  
(監督員等名：〇〇 〇〇)
- ・工事名：市道△△線道路改修工事
- ・工事場所：〇〇市△△町□□番地先
- ・工事現場の間隔：〇.〇km
- ・請負金額：  
(契約前) □4,000万円以上 □4,000万円未満  
※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」

に読み替える。

(契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)

(契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

8 営業所の専任技術者 \_\_\_\_\_ が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者 \_\_\_\_\_ と兼任することは認められていないので、留意すること。

土交通省総合政策局建設業課長通知)の内容に留意すること。

14 省略

9 省略

10 兼任を認めない工事の場合は、兼任を予定している工事等の有無及び兼任に係る県確認欄の項は記載不要とする。

#### 附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前
(様式第5)		
(1) 従事経験等		
省略		(氏名)
職名 該当する□ に印を付す ること。	□監理技術者 □主任技術者	□監理技術者 (□法第26条第4項該当) □主任技術者 <u>□監理技術者補佐</u>
省略		省略
省略		省略
専任配置の 特例	<p>□①法第26条第3項第1号該当(専任特例1号関係) ※「人員の配置を示す計画書」を作成すること。</p> <p>□②法第26条第3項第2号該当(専任特例2号関係)</p> <p>○他工事との兼任について            • 発注機関 : <u>(監督員等名: )</u>            • 工事名 :            • 工事場所 :            • 工事現場の間隔 : km            • 請負金額 : 円            (契約前) □4,500万円以上 □4,500万円未満            ※建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。            • 工期 : 年月日 ~ 年月日</p> <p>○監理技術者補佐について            • 氏名 :            • 法令による資格・免許:</p>	<p>兼任を予定 している工 事等の有無</p> <p>(各項目ご とに、該当す る□に印を 付すこと。)</p>
□あり □ なし (項目ご とに、該当す る□に印を 付すること。)	<p>□③・④建設業法施行令第27条第2項該当</p> <p>□ ○他工事との兼任について            ③</p>	<p>○他工事との兼任            □あり □なし</p>

	<p>・発注機関: (監督員等名: )</p> <p>・工事名:</p> <p>・工事場所:</p> <p>・工事現場の間隔: km</p> <p>・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/>4,500万円以上 <input type="checkbox"/>4,500万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。</p> <p>・工期: 年月日～年月日</p> <p>※「主任技術者の兼任承認願」を作成すること。</p>
<input type="checkbox"/>	※工事一括管理を行う場合は「工事一括管理承諾願」を作成すること。
<input checked="" type="checkbox"/> ④	※工事一括管理を行う場合は「工事一括管理承諾願」を作成すること。
営業所技術者等との兼任 (該当する□に印を付すること。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
省略	

注1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

6 記載した内容は、監理（主任）技術者の資格等（請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経

	<p>・発注機関: (監督員等名: )</p> <p>・工事名:</p> <p>・工事場所:</p> <p>・工事現場の間隔: km</p> <p>・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/>4,000万円以上 <input type="checkbox"/>4,000万円未満 ※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。</p> <p>・工期: 年月日～年月日</p>
<input type="checkbox"/>	○営業所の専任技術者との兼任 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
省略	

注1 省略

2 本件工事における配置予定技術者が建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）に該当する場合は、職名の項の「□監理技術者」及び「□法第26条第4項該当」の両方に印をすること。この場合、同法第26条第3項ただし書の規定により配置を予定する監理技術者補佐についても、本様式（従事経験の欄を除く。）を作成すること。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

7 記載した内容は、監理（主任）技術者の資格等（請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経

験を証する書類により確認できるものであること。

- 7 省略
- 8 専任配置の特例を適用する場合は、専任配置の特例の項の「□あり」に印をするとともに、①から④のうち該当する項に印をすること。
- 9 建設業法第26条第3項第1号の規定により監理（主任）技術者の兼任を予定している場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。
- 10 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者の兼任を予定している場合は、専任配置の特例の項を記載すること。

<専任配置の特例の項の記載例>

○他工事との兼任について

- ・発注機関：○○市（担当課：△△課 089-\*\*\*-\*\*\*\*）  
(監督員等名：○○ ○○)
- ・工事名：市道△△線道路改修工事
- ・工事場所：○○市△△町□□番地先
- ・工事現場の間隔：○.○km
- ・請負金額：\_\_\_\_\_円  
(契約前) □4,500万円以上 □4,500万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。

(契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)

(契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)

・工期：●●○年△月□日～○年□月△日

○監理技術者補佐について

- ・氏名：○○ ○○
  - ・法令による資格・免許：○○○○
- 11 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任を予定している場合  
は、専任配置の特例

験を証する書類により確認できるものであること。

- 8 省略

- 9 建設業法施行令第27条第2項の規定により配置予定技術者の兼任を予定している場合、又は配置予定技術者が特例監理技術者に該当する場合は、兼任を予定している工事等の有無

の項 \_\_\_\_\_ を記載するとともに、「主任技術者の兼任承認願」を作成し、発注機関から承認を得ること。

<専任配置の特例 \_\_\_\_\_ の項の記載例>

○他工事との兼任について

・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-\*\*\*\*-\*\*\*\*）  
(監督員等名：〇〇 〇〇)

・工事名：市道△△線道路改修工事  
・工事場所：〇〇市△△町□□番地先  
・工事現場の間隔：〇.〇km  
・請負金額： 円

(契約前) □4,500万円以上 □4,500万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,500万円」を「9,000万円」に読み替える。

(契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)

(契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

12 建設業法施行令第27条第2項の規定により同一の監理（主任）技術者による工事の一括管理を予定している場合は、「工事一括管理承諾願」を作成のうえ提出すること。

13 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要がある工事において、営業所技術者等との兼任の項で「□あり」を選択した場合は、「人員の配置を示す計画書」を作成のうえ提出すること。

14 営業所 \_\_\_\_\_ 技術者等が現場代理人又は法第26条第3項第1号に規定する監理（主任）技術者若しくは同項第2号に規定する監理技術者と兼任することは認められないので、留意すること。

15 監理（主任）技術者の専任配置の特例については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第316号国土交通省総合政策局建設業課長通知）の内容に留意すること。

16 省略

の項に、当該工事の概要を記載すること。

<兼任を予定している工事等の有無の項の記載例>

・発注機関：〇〇市（担当課：△△課 089-\*\*\*\*-\*\*\*\*）  
(監督員等名：〇〇 〇〇)

・工事名：市道△△線道路改修工事  
・工事場所：〇〇市△△町□□番地先  
・工事現場の間隔：〇.〇km  
・請負金額： 円

(契約前) □4,000万円以上 □4,000万円未満

※ 建築一式工事の場合は「4,000万円」を「8,000万円」に読み替える。

(契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)

(契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)

・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日

10 営業所の専任技術者 \_\_\_\_\_ が現場代理人又は専任を要する主任（監理）技術者

\_\_\_\_\_ と兼任することは認められないので、留意すること。

11 省略

(様式 6 号)

(4) 若手技術者等

省略			
配置予定の若手技術者 等氏名	省略	省略	他工事の技術等又は 営業所 技術者 等との兼任
	省略		
	省略		
	省略		

12 兼任を認めない工事の場合は、兼任を予定している工事等の  
有無及び兼任に係る県確認欄の項は記載不要とする。

(様式 6 号)

(4) 若手技術者等

省略			
配置予定の若手技術者 等氏名	省略	省略	他工事の技術等又は 営業所の専任技術者 との兼任
	省略		
	省略		
	省略		

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条～第11条 省略 (低価格入札者との契約等に係る措置)	第1条～第11条 省略 (低価格入札者との契約等に係る措置)
第12条 省略 (1)・(2) 省略 (3) 省略	第12条 省略 (1)・(2) 省略 (3) 省略
ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 <u>4,500万円以上</u> (建築一式工事にあっては <u>9,000万円以上</u> ) の工事にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件 (技術者の従事経験に係る要件を除く。) を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。 イ 請負代金額 <u>4,500万円未満</u> (建築一式工事にあっては <u>9,000万円未満</u> ) の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。	ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 <u>4,000万円以上</u> (建築一式工事にあっては <u>8,000万円以上</u> ) の工事にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件 (技術者の従事経験に係る要件を除く。) を満たす技術者を、専任で1名現場に配置すること。 イ 請負代金額 <u>4,000万円未満</u> (建築一式工事にあっては <u>8,000万円未満</u> ) の工事にあっては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置すること。
(4) 建設業法第26条第3項第1号又は第2号の規定による監理技術者の配置は認めないこと。 2 省略	(4) 建設業法第26条第3項ただし書_____の規定は適用しないこと。 2 省略

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

○新旧対照表（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務））

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1～5 省略	1～5 省略
6 入札書等の取扱い	6 入札書等の取扱い
6-1 有効な入札書等	6-1 有効な入札書等
①～③ 省略	①～③ 省略
④ 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格 <u>4,500万円</u> 以上（建築一式工事にあっては <u>9,000万円</u> 以上）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合を含む。）にあっては、入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料が添付されたもの	④ 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格 <u>4,000万円</u> 以上（建築一式工事にあっては <u>8,000万円</u> 以上）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合を含む。）にあっては、入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料が添付されたもの
⑤～⑥ 省略	⑤～⑥ 省略
6-2～6-6 省略	6-2～6-6 省略
7～12 省略	7～12 省略

附則

この運用基準は、令和7年2月1日から施行する。